

# 総務協議会協議事項

〔 日時 平成 31 年 3 月 22 日(金)  
議会運営委員会終了後  
場所 第 1 委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 平成 30 年度八戸市一般会計補正予算の専決処分について
- 2 八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分について
- 3 指定管理者を指定することの専決処分について

# 平成30年度八戸市一般会計 補正予算専決処分の概要

処分年月日 平成31年3月29日

## ◎ 一般会計補正予算

1 歳入 .....	260,000千円
(1) 市税	195,000
(2) 地方譲与税	△ 40,000
(3) 地方消費税交付金等各種交付金	118,000
(4) 地方交付税	545,000
(5) 市債	△ 558,000
2 歳出 .....	260,000千円
(1) 除雪経費	22,000
(2) 財政調整基金積立金	138,000
(3) 市債管理基金積立金	100,000

※なお、今後、市債の決定等により金額に変動が生じることから、最終的にそれらの状況を見ながら調整を行い、専決処分するものである。

## 八戸市市税条例の一部改正（案）の専決処分の概要について

処分予定年月日 平成31年3月29日

### 1 改正の理由

平成31年度税制改正における地方税法の一部改正によるものである。

### 2 改正の主な内容

《個人市民税》

- (1) 個人が消費税率10%が適用される住宅を取得等して平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を延長し平成45年度までとする。

改正前		改正後	
控除 期間	平成22年度から 平成43年度まで	控除 期間	平成22年度から 平成45年度まで

- (2) ふるさと納税制度の見直しにより、特例控除の措置対象となる寄附金を特例控除対象寄附金とする。

#### 【参 考】

ふるさと納税制度において、寄附金の募集に関する基準を設け、特例控除の対象となる自治体を総務省が事前に指定する。指定された自治体以外に対する寄附金については、特例控除の対象外とする。

[総務省が定める基準]

- ① 寄附金の募集を適正に実施すること
- ② 返礼品を送付する場合には、①及び以下のいずれも満たすこと
  - ア 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
  - イ 返礼品を地場産品とすること

### 3 施行期日 平成31年4月1日

ただし、(2)については平成31年6月1日

## 指定管理者を指定することの専決処分について

処分予定年月日 平成31年4月1日

### 1 専決処分の理由

史跡根城の広場の指定管理者候補者(※)である公益社団法人八戸観光コンベンション協会が、平成31年4月1日に新団体へ移行する予定であることから、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理者の指定について、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分するものである。

### 2 専決処分の内容

#### (1) 公の施設の名称

八戸市史跡根城の広場

#### (2) 指定管理者（予定）

一般財団法人VISITはちのへ

#### (3) 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

#### ※指定管理者候補者の選定について

##### 1 指定管理者候補者

公益社団法人八戸観光コンベンション協会 代表者名：会長 塚原 隆市

##### 2 指定管理料の提案額（5年間分）

194,935千円

##### 3 公募・選定の概要

###### (1) 選定までの期間

平成30年7月20日（金）～10月4日（木）

###### (2) 応募団体数

1団体（内訳：公益社団法人（1））

###### (3) 選定結果

当該指定管理者選定委員会（外部委員3名を含む6名で構成）において、選定基準に基づいて審査（採点）を実施した結果、「公益社団法人八戸観光コンベンション協会」が総合的に優れていると評価されたため、当該団体を指定管理者の候補者とした。